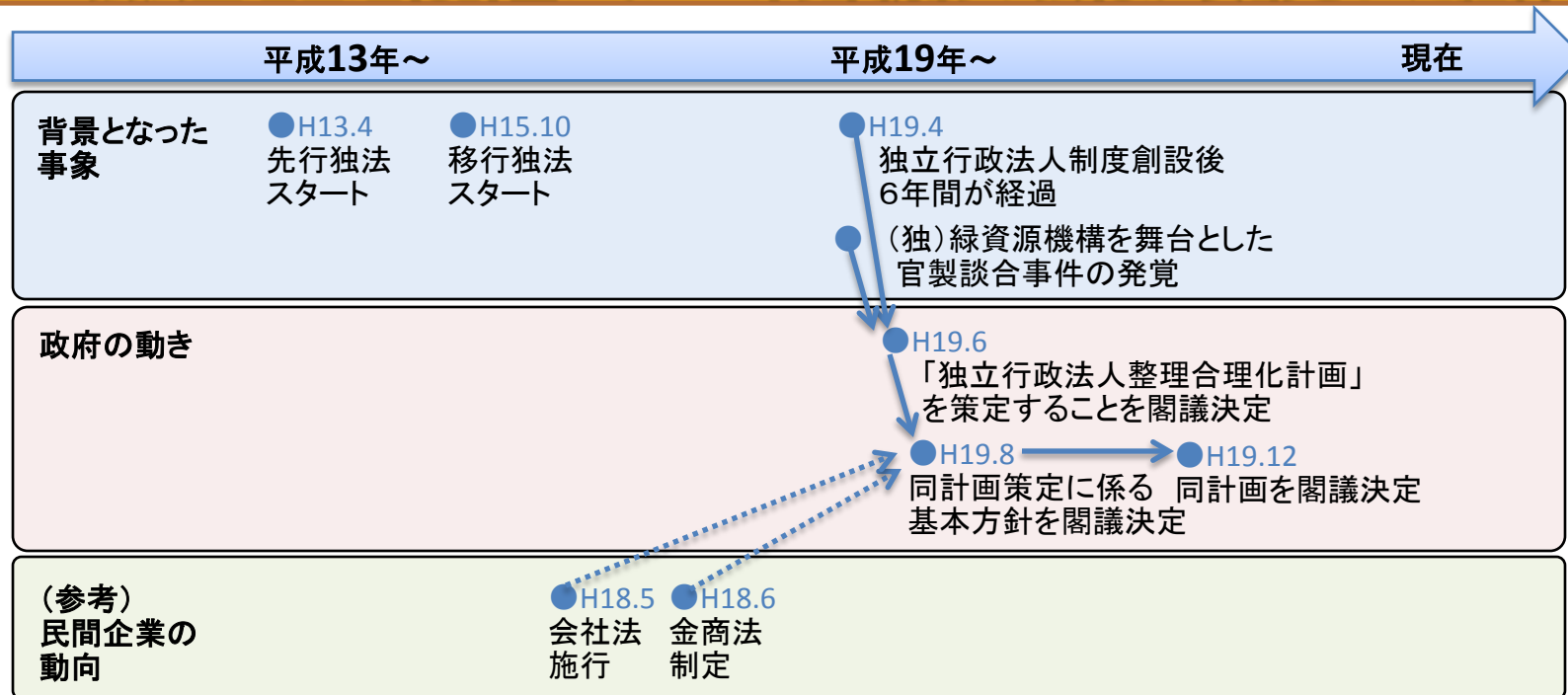


内部統制の現状と 独立行政法人における課題について

平成21年7月

総務省 行政管理局
行政評価局

1 独法整理合理化計画において内部統制の強化が要請された経緯



独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針 (平成19年8月10日閣議決定)(抄)

I. 横断的視点

3. 自主性・自律性の確保(独立行政法人の自律化)

(3) 適切な業務運営の体制整備

民間企業において法令遵守等に関する内部統制制度が導入されつつあることを踏まえ、独立行政法人においても法令遵守や法人倫理確立等の内部統制機能を強化する。

また、独立行政法人の適正かつ効率的な業務運営の確保に向けて、ガバナンスを充実するための取組を行う。

独立行政法人整理合理化計画

(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

Ⅲ 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2 独立行政法人の自律化に関する措置

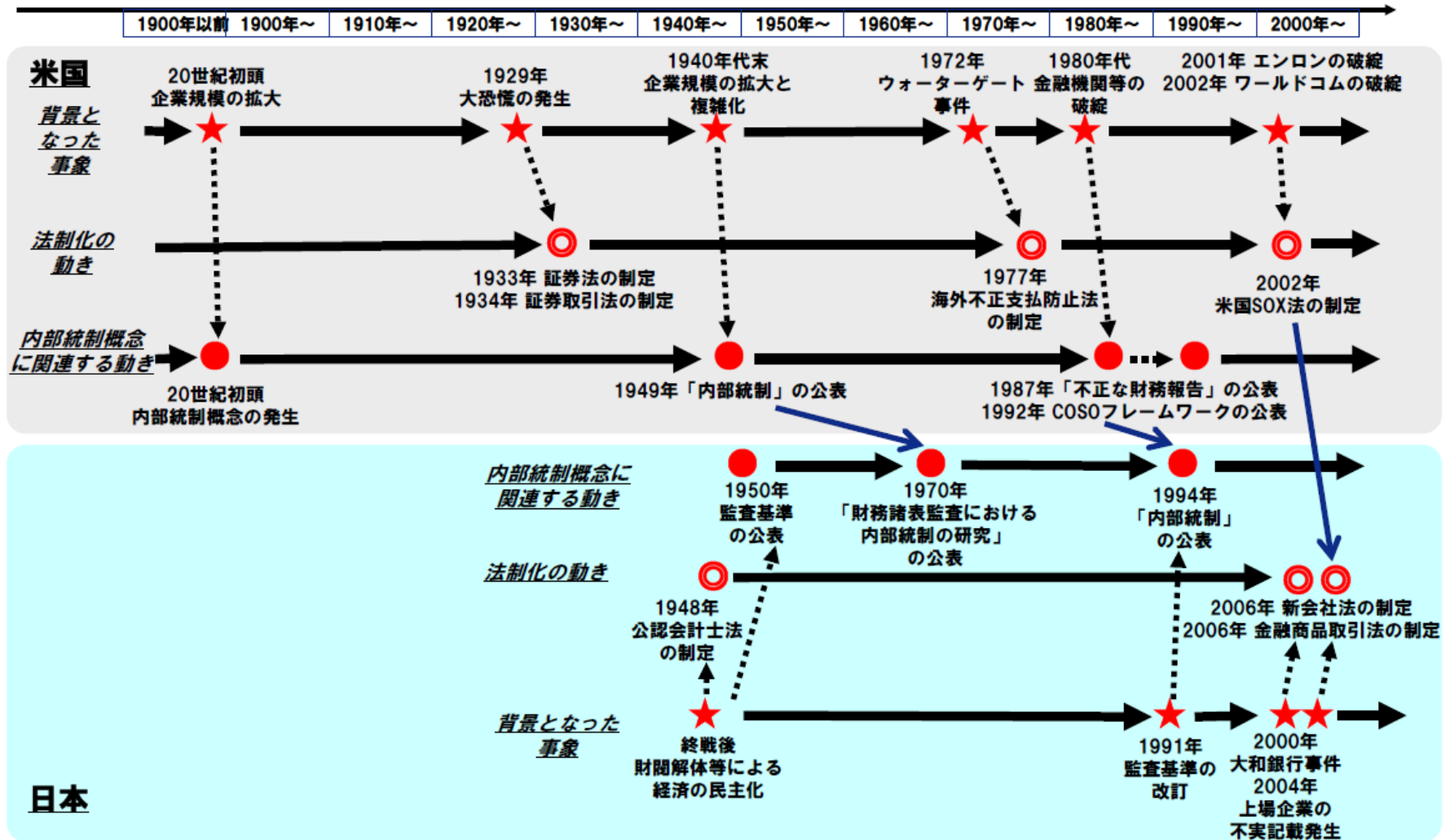
(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務執行体制の在り方

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

2 民間企業におけるこれまでの内部統制に係る動き



(出典)

総務省 地方公共団体における内部統制の在り方に関する研究会報告書(平成21年3月)p83

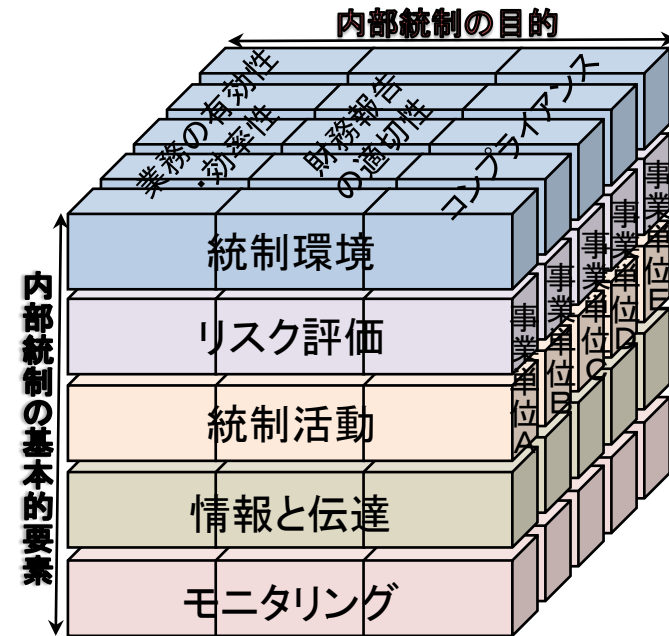
アビームコンサルティング株式会社『内部統制の現在・過去・未来 J-SOX 対応状況調査』(平成20年, p2)

3 (参考) COSOによる内部統制の概念

1. COSOフレームワークについて

- ▲ 1992年に、米国のトレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）が公表した内部統制のフレームワーク。
- ▲ COSOは内部統制の目的を3つに、基本的要素を6つに集約して整理（右図）
- ▲ 内部統制の目的については、マネジメントにも資するよう配慮。（財務報告だけでなく、業務の有効性・効率性等にも言及）

2. 内部統制の目的と構成要素



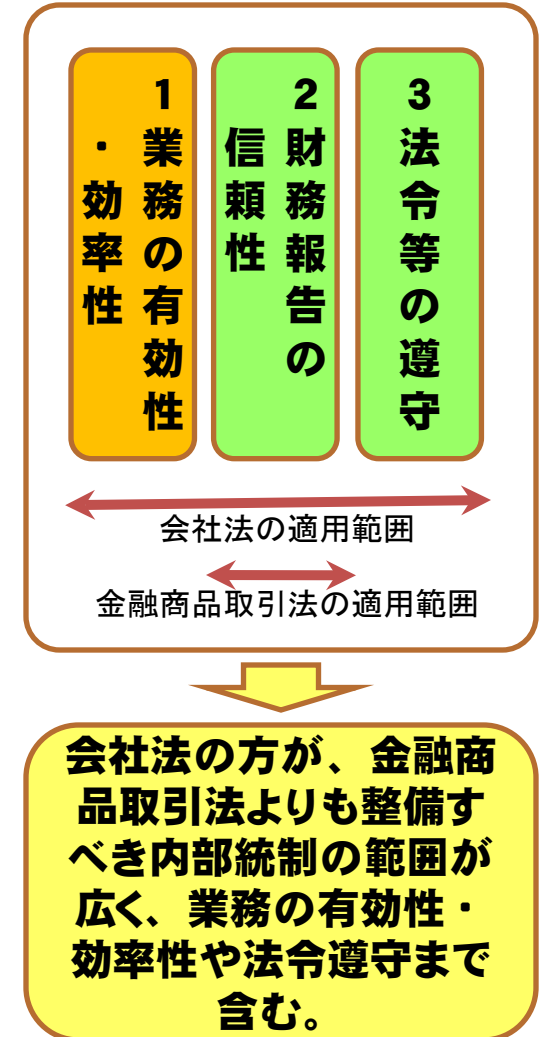
- ▲ 基本的要素を適切に整備・運用することで、内部統制の目的達成に資すると認識。

4 民間企業における内部統制の概要

1. 会社法と金融商品取引法による義務の概要

	会社法	金融商品取引法
法の目的	●株主及び債権者保護	●投資者保護
内部統制の目的	●会社の業務全体の適正化	●「財務報告の信頼性」の向上
対象企業	●大会社等(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上)	●有価証券報告書を発行している上場企業等のうち、株式等を発行している会社
対象企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●いわゆる「内部統制システム」の構築に関する基本方針の決定を義務づけ。 ※「内部統制システム」とは、取締役の職務の執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制を指す。 ※判例では、取締役に善管注意義務としてリスク管理体制の大綱を決定すべきとしている。 ●具体的な内部統制システムの整備の水準については明文化されておらず、経営者の裁量による。 	<ul style="list-style-type: none"> ●経営者による財務報告に係る内部統制の評価とそれに対する公認会計士等による監査を義務づけ(いわゆる「内部統制報告書制度」)。 ●具体的には、平成19年2月に企業会計審議会が公表した意見書に基づき財務報告に係る内部統制の評価及び監査が行われる。

2. 両者の主な相違点



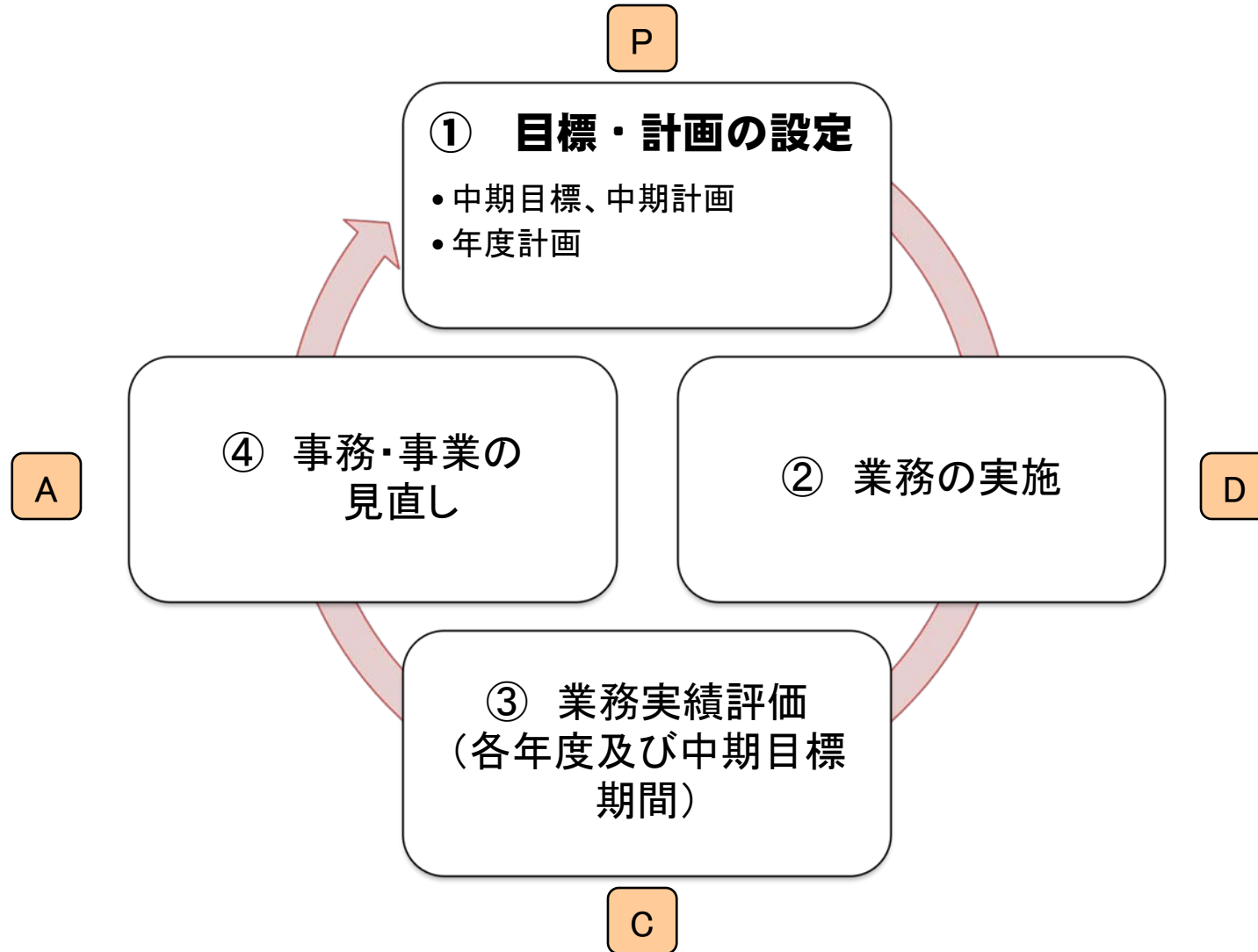
5.1 独立行政法人の特徴①

1. 業務内容

民間企業	独立行政法人
<p>法人の業務内容は利益獲得の見地から株主総会が決定 (業務範囲の変更については、一定程度柔軟に決定可能)</p>	<p>法人の業務内容は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業について、個別法で規定されている。 (業務範囲の変更には、国会審議を経て、法律改正が必要)</p>

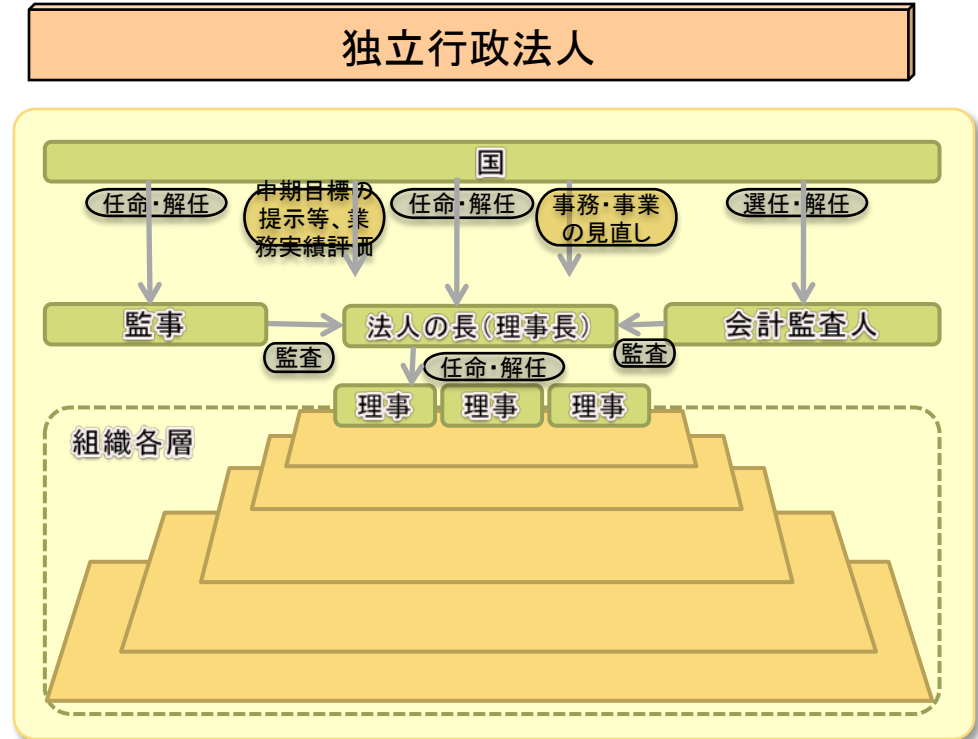
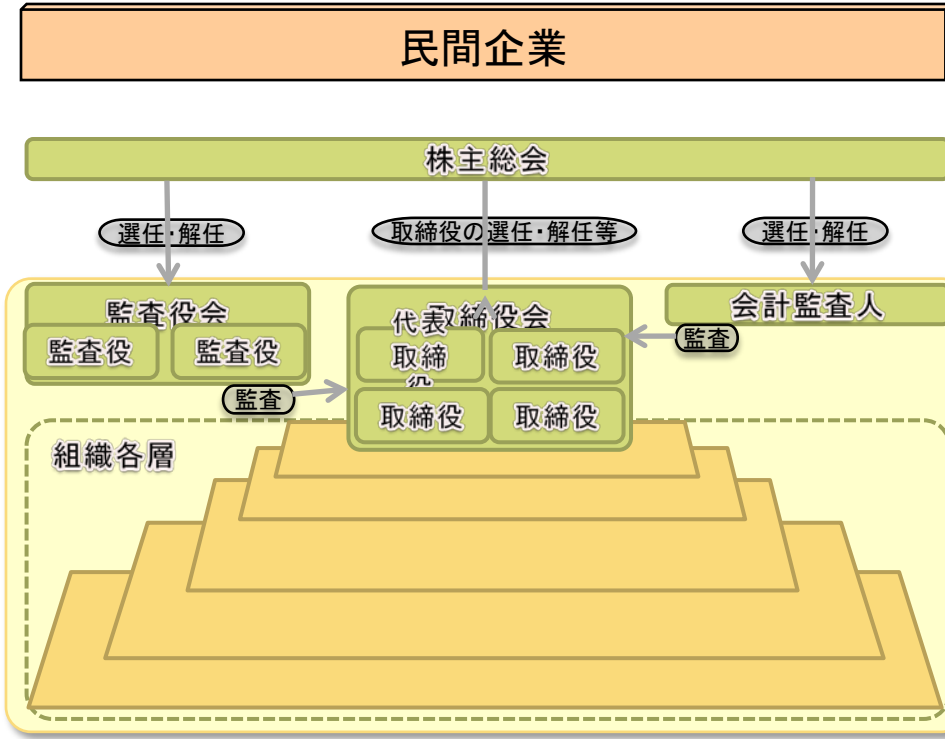
5.2 独立行政法人の特徴②

2. 特徴的な管理手法～目標による管理が制度上組み込まれている。



5.3 独立行政法人の特徴③

3. ガバナンス構造



所有と経営の分離
→所有者(株主)は原則として株主総会の議決によるチェック機能しか有しない。

業務実績評価や業務の見直しに係る政府等の関与が法定。
→法人外部者も法人ガバナンスの当事者。

5.4 独立行政法人の特徴④

4. 特徴的な管理手法～予算制度の特殊性

民間企業

基本的な経営手法として予算管理がなされることがあるが、一定の「めやす」として活用している事例が多い。



予算執行(＝業務のための費用支出)についても、取締役の経営判断の中で非常に弾力的

独立行政法人

国からの財源措置(運営費交付金等)が制度上の前提となっているため、民間企業に比べて厳格な予算管理。

法人が作成する中期計画(主務大臣の認可が必要)の記載事項として、「予算、収支計画、資金計画」が法定されており、当該計画に基づいて運営費交付金等の予算要求を行う。

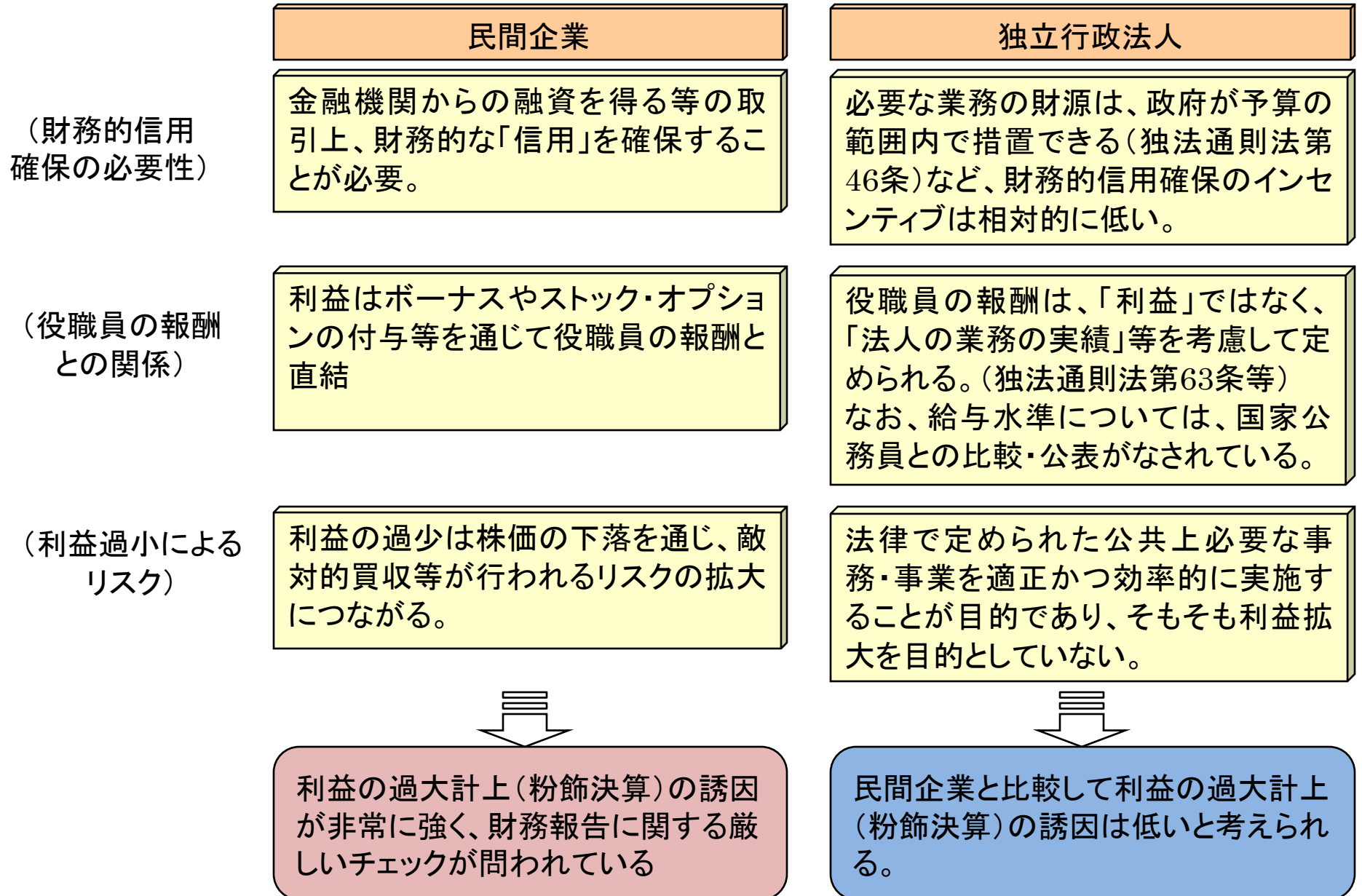


運営費交付金を財源とする事業については、法人の運営上の判断で、ある程度、弾力的な予算執行が可能(ただし、中期計画との異同について評価委員会などによる評価制度の中で、その予算執行の当否が事後的に判断されることとなる。)

※ 補助金を財源とする事業については、国の他の補助金事業と同様の厳正な予算執行管理

5.5 独立行政法人の特徴⑤

5. 利益の過大計上(粉飾決算)を行う誘因



6 主な検討事項（案）

1. 独立行政法人における内部統制の意義

- ・ 独立行政法人における内部統制とは何か
- ・ 独立行政法人の内部統制の向上はなぜ必要なのか。
- ・ 内部統制の向上によりどのような利点があるか。

2. 独立行政法人の内部統制の特性

- ・ 独立行政法人と民間企業の内部統制の違いは何か。
- ・ 内部統制に関係を有する者（理事長及び理事、監事、評価委員会等）の基本的役割はどう整理すべきか。
- ・ 各独立行政法人の特性（業種、規模、財源等）を踏まえた内部統制の在り方はどう整理すべきか。

3. 独立行政法人の内部統制と評価（監事監査を含む）

- ・ 独立行政法人の内部統制についてどのような視点から評価等を行うべきか。（内部監査組織、監事及び評価委員会それぞれの視点）
- ・ 独立行政法人を評価又は監査するに当たり、内部統制に係る情報をどのように活用すべきか。